

JSDA 会報



2008年・新春号

CONTENTS

特集 6-9
平成 20 年新年祝賀の集い開催される
「点検法制化へ、その体制づくりが急務!!」

特別寄稿 4
株式会社 松田平田設計
特定建築設計部主管 齊藤 英己

会長挨拶 2-3

スポットライト 5
・警察大学校で防犯建物部品の講義を開催

トピックス 10-11
・公益社団法人を目指して

シリーズⅡ 12
環境の時代の評価とものさし
第 4 回 道具を使いこなそう
東京大学大学院環境学専攻
准教授 清家 剛

NEWS 4
・西日本支部が会員交流会を開催

新会員紹介 13

データ 13



(上) 平成 20 年新年祝賀の集い
 (左右中) 警察大学校で行われた防犯建物部品の講義と、三和シャッター工業で行われた防犯建物部品及び防犯試験見学会
 (右 下) 大阪で行われた西日本支部交流会

2008年(平成20年)

年頭ごあいさつ



社団法人 日本シャッター・ドア協会
会長 岩部 金吾

明けましておめでとうございます。

旧年中は格別の御高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年のわが国経済は企業収益の回復による設備投資の拡大や雇用環境の改善による個人消費の回復もあり、景気は緩やかながらも拡大傾向で推移いたしました。しかしながら一方で、原油価格高騰やサブプライムローン問題を背景とした米国の金融市場の混乱による株価下落や為替の乱高下等から、景気の先行きには不透明感も広がっています。また、社会においては年金問題や汚職事件、さらに相次ぐ食品の偽装問題など、国民の信頼を根底から揺るがす大事件が続発した年でもありました。

一方、当協会の会員企業においては、鋼材やアルミ等原材料価格の高騰に加え、6月の建築基準法改正に伴う建築確認申請手続きの厳格化から建築着工が遅れるなど、直接、事業環境に影響を及ぼす厳しい状況下にもありました。

こうした中で、昨年、当協会においては「シャッター・ドアの点検法制化の推進」「取引の契約適正化」「基準の策定と整備」等の重点施策を推進してまいりました。

「シャッター・ドアの点検法制化の推進」では、法制化への対応を具体化するため『シャッター・ドア等点検制度検討委員会』を発足させ、点検基準の策定、点検資格者の条件、点検業務の指針など検討してまいりました。折りしも建築基準法による特殊建築物の定期調査制度改善の

意見募集がなされ、当協会は検討の経過を踏まえ国土交通省に対して今回の制度改善を越えて点検資格者の条件や点検対象建築物の拡大が重要であることを提示するとともに、関連資料を提出して協力貢献してきております。この過程において、本年国土交通省がさらなる制度改善のための立案作業を進めることが確認できましたので、当協会は随時国土交通省に制度改善の提案を行えるよう、シャッター・ドア等点検制度検討委員会のみならず、常設の各委員会を挙げて我が国社会の建築の安全・安心に重要な役割を担うシャッター・ドアの点検制度のあるべき姿を明らかにしていく方針です。また、こうした当協会の活動もあって『防火シャッター・ドア保守点検専門技術者認定講習会』及び『防火シャッター・ドア検査員講習会』の受講希望者の急増につながり、その開催も全国できめ細かく実施することで充実を図りました。

「取引の契約適正化」に関しましては、国土交通省と(社)建設産業専門団体連合会とで行われる意見交換会の場において、当協会を代表して、支払い条件の是正やドアの設計問題など、元・下請け関係の適正化について意見を述べる機会といたしました。

この他、協会の「基準の策定と整備」としましては、防火戸に関する規定、構造、安全性を定めた「防火戸の運用に関する手引き」の策定の他、既設の小・中学校向け防火シャッターの安全対策として『可動座板式危害防止装

置・設置基準』を策定し、設置の対象やその運用を明確に規定いたしました。

新しい年を迎えましたが、本年は、当協会におきましても、近年の耐震偽装や耐火性能偽装事件などを踏まえ、協会が行う基準やルールの方針、またその適正な運用など、改めてコンプライアンス（法令遵守）の徹底を図ってまいりたいと存じます。

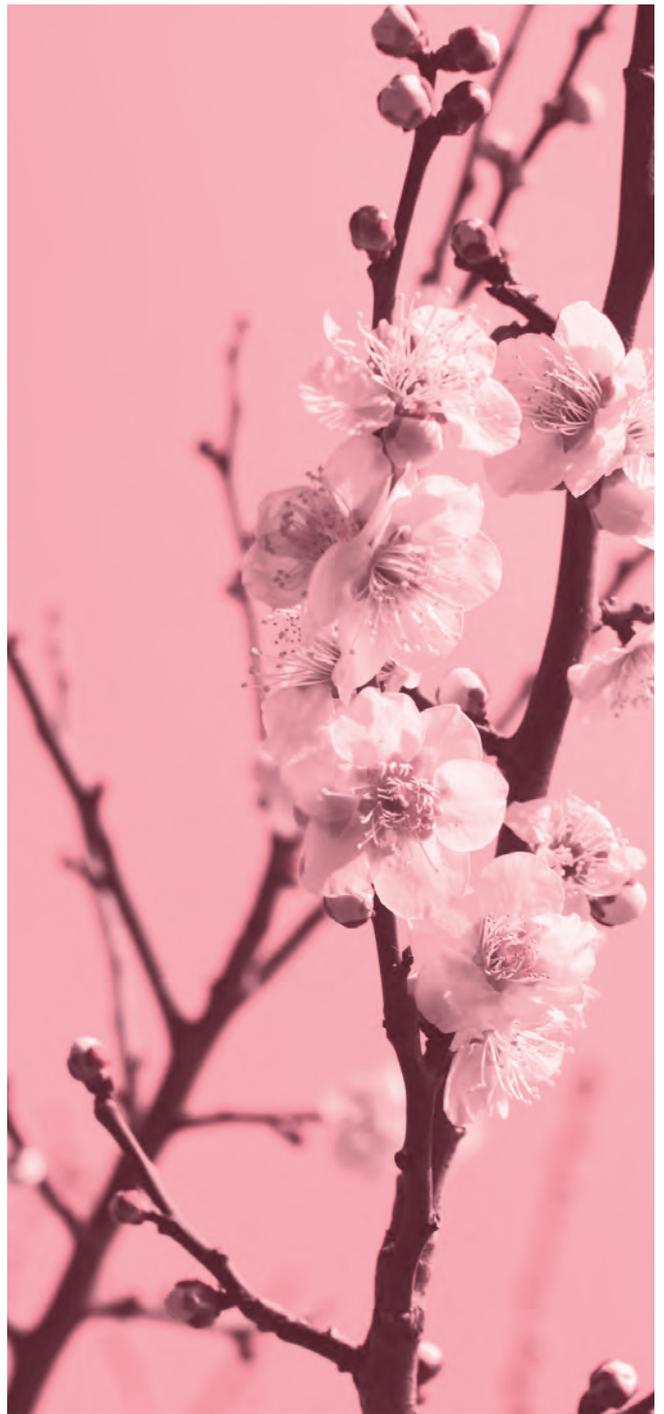
これらに関し当協会では、評定登録事業として「遮炎・遮煙性能防火戸（CAS）の承認」「連動機構・装置等の自主評定」「防犯性の高い建物部品の自主管理認定」「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者の認定」「同検査員の認定」等を行っており、この他に、協会として関連製品の技術基準や、前述の「可動座板式危害防止装置・設置基準」等、新たなニーズに対応した運用基準なども策定しております。

本年も、それら認定や基準づくりが継続して行われますが、これを機会に新たな認識に立って厳格に実施してまいりたいと存じます。

また、平成20年度より「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の施行が予定されており、当協会は公益社団法人に移行してその使命である「安全・安心の徹底」に努めるために、当協会の公益活動を再確認するとともに新たに行うべき公益活動を明確にすることを目的として外部の学識者を含む特別委員会を設けることとしています。

本年も、当協会で行くテーマは多岐に亘りますが、会員の期待に応え、社会に貢献できるよう価値ある活動に邁進してまいりますので、皆様方からの変わらぬご支援ご指導のほど、宜しくお願い申し上げます。

2008年 新春



大規模観覧施設での経験



株式会社 松田平田設計
特定建築設計部主管
齊 藤 英 己

2007年4月東京競馬場は、オープンしました。全長300mのスタンドを3分割し(3期での工事)、工事期間で7年、設計期間を含めると9年に及ぶ計画でした。3期に渡る工事を、竣工と増築を繰り返すのではなく、確認申請を当初から一本化し、仮使用を行いながら工事を進めました。そのため、工事途中の法改正には、できるだけ柔軟に対応することにもなりました。

競馬場は従来、旧法38条の大臣認定を取得することで、面積区画を解除してきました。そのためファンエリアには、防火シャッターが設けられることはありませんでした。しかし、平成10年の法改正によりそれは無くなり、動線の分岐点には必ず防火シャッターが設けられています。

1期から2期工事にかけて、計画にあったシャッターの安全装置は、障害物感知装置のみでした。そのため、押ボタンでの操作中は、障害物を感知した場合停止しますが、火報信号や手動閉鎖装置による降下中には停止しないものでした。2004年6月、2期工事途中で、埼玉の小学校で防火シャッターが降下し小学生が挟まれる事故の報道がありました。競馬場は、平日の疲れを癒し、休日を楽し

く過ごして頂く施設であり、この工事においても、シャッターの安全が一層求められました。また仮使用で進行していた施設であるため、対応の遅れは余分な手直しや改修工事を発生させるため、常に先を見通す方針決定が求められていました。こういったオーナー・設計者・施工者側からの求めに、メーカー側から避難時停止装置・電気式手動閉鎖装置(EOS)の追加設置といった対応策の提示があり、行政の方針を待たずに、迅速な対策に取り組むことができました。

今回この原稿を書くにあたって、改めて競馬場の中を歩いてみました。シャッターは、動線の重要なポイントに必ず設置してあります。そのためシャッターの傍には必ず誘導サインが置かれています。今まで、如何にうまくシャッターを隠すかに神経を注いできましたが、改めて見ると別な発想があってもよかったのかもしれない。スラットの4~5枚分を綺麗なスチールボックスで作り、天井の下に出るようにすれば、立派な吊下げサインになるのです。そう思うとまだまだ新しいシャッターの可能性は少なくないのです。

NEWS

西日本支部「交流会」開催される

西日本支部「交流会」が平成19年11月30日、ヒルトン大阪で開催された。参加者は理事会から合流した本部役員を含めて110名となり、入会希望者の参加もあり盛会であった。

第一部は午後4時に右川幹事(東洋シャッター)の司会で始まり、森田支部長が開会挨拶、その後、売れっ子弁護士山崎浩一氏の講演「企業を取り巻く法律裏話」に一同、耳を傾けた。

第二部の懇親会は山田幹事(関西サッシ)の司会で進行し、東田副会長の挨拶に続き藤田常任理事の発声による乾杯で開宴となった。

栗原事務局長、宮下副支部長による協会並びに支部役員の紹介、新入会員の挨拶等を挟んで、会場いっば

いに交流と談笑の輪が広がった。定刻午後7時に地頭副支部長の閉会挨拶でお開きとなった。



警察大学校で防犯建物部品の講義開催

1月24日、当協会協力のもと、警察大学校専科教養の研修の一環として、防犯建物部品に関する講義が行われました。

当日は三和シャッター工業の矢部康夫氏、若松勇司氏が講師を務め、午前中は警察大学校にて約40名の警察官を対象に「防犯性能の高いシャッターの開発」「防犯性能の高いドアの開発」というテーマでそれぞれ講義を行い、午後は三和シャッター工業本社（板橋区）に場所を移し、野村専務理事による挨拶の後、防犯建物部品の見学と、防犯試験の見学を行いました。

警察官の皆さんも、防犯対応でない一般仕様の軽量ドアが3分足らずで破られる様子と、同様の荒々しい手口に

5分間持ちこたえたCP仕様の軽量ドアとを実際に見比べてみて、CPの威力を実感されたようです。試験終了後、実際に商品に触れてみたり、手口を試してみたりと、興味津々の様子でした。

また、この防犯試験はポリスチャンネル※によって撮影が行われ、防犯建物部品を紹介するビデオとして2月中旬以降、ポリスチャンネルのホームページで公開される予定です。

※ポリスチャンネルは、警察ニュースや防犯ビデオライブラリー、犯罪に関する情報等を扱うホームページを運営するNPO法人です。<http://www.police-ch.jp>

■防犯試験の内容

種別	製品	手口
軽量シャッター	軽量バランスCP	中柱スラットこじ開け、座板こじ開け
ドアB種	軽量ドアCP	受け座壊し・錠こじ開け、面材破壊
	軽量ドア（一般仕様）	



警察大学校での講義風景



ショールームで防犯建物部品を見学



防犯試験の様子（ドア）



防犯試験の様子（ドア）



防犯試験の様子（シャッター）

平成20年新年祝賀の集い開催される



さる1月22日(火)、(社)日本シャッター・ドア協会の新年祝賀の集いが、東京千代田区のグランドアーク半蔵門において開催された。

夕刻18時より3階「華の間」に、来賓、会員を合わせておよそ300名が出席して、新年の祝賀の集いが盛大に開催された。野村専務理事の司会により開会が宣言され、最初に来賓として、通常国会が開会した間際で多忙を極めるなか駆けつけられた太田昭宏・公明党代表より祝辞をいただき、続いて平将明・衆議院議員からご挨拶いただいた。その後、改めて岩部会長から新年のお祝いと参会へのお礼が述べられ、さらに来賓の挨拶として小川富由・国土交通省大臣官房審議官、山本繁太郎・内閣官房地域活性化統合事務局長から祝辞をいただいた。

続いて、昨年、住生活月間国土交通大臣表彰を受けた小松電機産業・小松昭夫社長より乾杯の発声が行われ、その後歓談に移った。例年以上に多数の参加者が集う会場は熱気にあふれ、新年の挨拶を交わす姿が多く見られ、交歓の輪が広がっていった。

歓談が続く中、開会から約2時間が経過した20時前、東田副会長による中締めが行われ、今年の祝賀の集いも和やかな雰囲気の中、お開きとなった。

来賓あいさつ(要約)

太田昭宏・公明党代表

株安、円高、原油および穀物の高騰と、年初から荒波が押し寄せる中、本日の国会ではアジアの需要を日本に取り込むこと、またGDPをあげるためには高齢者や若者の雇用、そして女性の働く場をしっかりと提供するなど、日本経済を向上させていくことが重要であることを代表質

問で主張させて頂いた。

経済のみならず、皆様の業界にも影響を与えた耐震偽装対策についても関心を持っていたが、先日より審査の迅速化のためのソフトが施行され始めたと聞いてホッとしている。



▲太田昭宏・公明党代表

平将明・衆議院議員

きょうは株価が大きく下落して世界同時株安となったが、この米国のサブプライムローン問題に端を発した世界全体の経済が沈下状態にある中で、日本経済を高揚させるためにできることは限られている。そうした中だが、我々若手議員が全体感のあるパッケージの政策を打ち出し、目の前の政策にしっかりと取り組んでいきたい。また、シャッター・ドア業界では点検の法制化などの課題があると聞いているので、一緒に勉強させていただき、力を尽くしていきたい。



▲平将明・衆議院議員

小川富由・国土交通省大臣官房審議官（建築行政担当） （次ページに掲載しています）

山本繁太郎・内閣官房地域活性化統合事務局長

かつて内閣府で地震防災担当の統括官だった時、さらに住宅局長の時代と、防火シャッターの保守点検の重要性を指摘され、法制化に向けた取り組みを行ってきたが、現在の和泉住宅局長と小川審議官の実力コンビの下で必ずこの大事な課題が実現できると思っている。業界全体の課題として強い使命感を持ち、長い年月をかけて点検法制化に取り組まれている岩部会長に敬意を表したい。



▲山本繁太郎・内閣官房地域活性化統合事務局長

会長あいさつ（要約）

岩部金吾会長

原油高騰、サブプライムローン問題、株価、為替の乱高下や年金問題など、今までに例のない厳しい環境下で新年を迎えることになった。こうした悪い話の一方で、経産省が“シャッター通り”を再活性化させるための支援策を昨年12月に発表し、新しいまちづくりが進められることは、当協会員にとって需要喚起につながるものと期待できる。



▲会長あいさつ

また、「シャッター・ドアの点検法制化」と「元下請け契約の適正化」については、かねてより一貫してその重要性を主張してきたが、その推進には業界としての基準づくりとデータの整備がポイントとなる。長年の懸案である保守点検の法制化が実現できれば、我々としては大変な使命を負うわけであり、会員の皆さんが結集して英知を絞り、知恵を出し合って体制をつくらなければならない。今年は、画期的な年にしたい。

乾杯の発声（要約）

小松昭夫・小松電機産業株式会社社長

シートシャッター委員会の委員長という大任を受け、各企業の皆様の支援により「技術基準」「安全基準」をとりまとめ、シートシャッター部門の整備が緒についたことで、昨年の11月に国土交通大臣表彰を受賞できたことは、今日ご参集の皆様のお陰であり感謝申し上げます。平成20年、当協会が世界の中で、そしてアジアの中で、日本の中で大いなる役割を果たすことをお誓いして乾杯の挨拶とします。



▲乾杯あいさつ・小松昭夫・小松電機産業(株)社長



▲東田副会長による中締めあいさつ



▲小松社長による乾杯のご発声



点検法制化へ、その体制づくりが急務!!

防火シャッター・ドアの点検法制化が、いよいよ具体化してきました。この 2 月、国土交通省は『社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会』の報告を受け、法制化に向け着手します。今後、点検調査の方法や資格者の要件、また、資格者を育成し、認定する実施機関の立ち上げなど実務面が詰められていきます。こうした動きに呼応して、当協会としては、点検を実施する側として一刻も早く体制づくりを行う必要があります。

ここでは、1 月 22 日、新年祝賀の集いにお越しいただいた小川富由・国土交通省大臣官房審議官のご挨拶を紹介し、点検法制化への状況をお知らせします。

本日は、日本シャッター・ドア協会新春の集いにお招きいただき、有難うございます。

皆様方には、防火シャッターや防火戸など、建築物の安全に関わる非常に重要な役割を担って頂いておりまして、建築行政の立場からこの場をお借りして感謝を申し上げます。

さて、現在は変わり目と申しますか、大きな構造変革の中にありますが、その中でまずはお詫びを申し上げなくてはならないのは、昨年 6 月に施行しました建築基準法改正の施行の状況でございます。確認申請手続きを厳格化しようということで、設計する側あるいは審査する側も、慎重の上にも慎重にお互いに構えてしまったということが一つあったと思います。また、残念ながら慎重を通り越して、重箱の隅をつつく、あるいは墓に懲りて膾を吹くではありませんが、枝葉の部分と申しますか、本質的ではない部分で審査の足を引っ張るような事例が出たことも確かです。さらにはそういう状況を見て、多少様子を見ようということもあったようですので、それらの事態が悪い相乗効果として働いたということがあったと思います。この他にも一方では、新しい構造基準として専門家によって構造計算のチェックを含めた「ピアチェック」も導入し、そのことを私どもとしては一生懸命 PR したつもりでしたが、結果として設計の現場ではなかなか習熟に至らなかったことや、また「認定プログラム」については、施行とほぼ日を違わずして出てくるものと私どもは想定はしていましたが、残念ながら、改ざん防止機能など難しい機能を入



れてくれと頼んだことなどもありまして、メーカー側でもなかなか対応できなかったということもあったと思います。

そうしたことから、7、8、9月の住宅着工が大幅に減少し、経済の足を引っ張ったことにもなりましたことは、大変申し訳なく思っております。秋以降については、そのような現場の硬直化を改善するための対策や情報の提供なども行ってまいりました。また、いわゆる中小企業の方々の資金繰り等に対応するセーフティネットとして貸し付けの優遇策や保証なども実施しました。これは中小企業庁のご協力を頂き、省庁間の連携で進めてまいりました。お陰様で、10、11月の着工数を見ていますと、かなり回復してきたということで、一時の土砂降りの状況は改善されてきたのではないのかと思っております。さりながら、「ピアチェック」については時間がかかるというお叱りを頂戴しておりましたが、昨日(1/21)、認定プログラムの仮認定・仮免許を出しまして、ひと月ほど仮走行した上で

本免許にしようということで、いま進めております。そうしたこととあわせて、円滑化に向けてさらに一層の努力をしてまいりたいと思っております。建築物というのは住宅も含め、非常にすそのが広いものですから、様々な業界の皆様方にご心配をお掛けしておりますが、私ども大臣をはじめとして一生懸命取り組んでおりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、防火シャッター等の点検の問題についてでございますが、実はエレベーターの問題、あるいはひるがえって六本木ヒルズの自動回転ドアの事故、この頃からエレベーターや遊戯施設等々「動くもの」における色々な事故が発生しました。残念ながら、防火シャッターにつきましても誤作動の問題、これを指摘をされてきている訳でございます。このあたりをしっかりともう一度見直さなければならぬということで、『社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会』（国土交通省の諮問機関）において議論を進めてきて頂いたわけです。現在、そろそろまとめの時期に入っております、2月に報告される予定です。その中で、シャッターの問題につきましても、従来とは違って、新しく建築物の設備の中で重要なアイテムという要素として法令的にも位置づけをして、点検をする資格者を育成し、認定した上で、定期調査報告制度の対象として実施していきたいということでございます。

現在、その案に対するパブリックコメントも募集していますが、異論がなければ2月の取りまとめでそれがオンライン化され、私どもはそれを受けて法令の改正に取りかかります。また、それと並行して、人材育成や点検の基準等をどうすればいいか、という具体的な作業に入る手はずとなっております。

実際の施行となりますと、多少お時間を頂くということになるかと思いますが、そういう形で法令の中でもしっかりと位置づけをして、1年に1度程度は必ず作動状況も含めて点検をしてもらう、また古い製品については維持管理の状況を見た上で適切に取り替えをして頂くというようなことも含めて、しっかりメンテナンス、維持管理を

して頂くという方向にもって行きたい、というふうに考えております。

設備は躯体と違って比較的短い期間でのメンテナンスが必要となりますが、防災設備というのは災害が起こらないと動かないということもありまして、メンテナンスなりグレードアップが忘れられがちになっております。しかし、安全・安心のための重要な設備ですから、それを建築の管理をされる方にも正しく認識頂くという狙いですから、対策部会の報告を受けて、私どももしっかりやらせて頂くことをここでお約束させていただきます。

そのようにして、実施できる側の体制が整ってから施行をしようということで動いております。正確に言えば、今年2月に報告が出ますので、それに基づいて3月には意志決定をします。設備も含め、建築物も同様ですが、色々な課題が山積しており、私どももそれを一生懸命解決をして参りたいと思っておりますが、協会の皆様方にも、今後とも是非ご協力をお願いしたいと考えております。

最後になりましたが、本日は新年の会ということでございますから、先程来、最初から先行きに不透明感もあるという話もありましたが、最後は良い締め括りとなり、皆様方にとりまして良い年でありますように願っております。2008年は末広がりでいけることを祈念致しまして、私の挨拶とさせていただきます。今日はおめでとうございます。

（補足として、法制化への今後の取り組みとしては）報告を受けてから作業を始めますが、調査（点検）方法でありますとか、あるいは検査・調査をする資格者の要件、資格を与えるにあたってはどういう勉強をして頂くのか、このあたりを詰めなくてはならない。これが大きな課題であると思います。それから、調査をする資格者を育成するために行う講習の実施機関を立ち上げあげる必要があります。私どもの方で登録のお願いをすると、その機関によって実際の資格者を育てて頂くための講習が実施されることとなります。

※文中の(カッコ)は編集部

トピックス

公益社団法人を目指して！ 公益社団法人移行特別委員会が始動します。

当協会の名称の冒頭の「社団法人」は、明治 29 年（1896 年）に制定された民法第 34 条に基づいて設立されていることを示しています。法律の条文では「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。」と表現されています。当協会は、まず昭和 39 年に社団法人日本シャッター工業会として、さらに平成 12 年に発展的に現名称による改組を行っていますが、その都度、定款で公益目的を定め、主たる事業を非営利的なものとして国土交通大臣（当時は建設大臣）の許可を得て民法第 34 条に基づく社団法人として活動してきています。

平成 17 年 10 月 1 日現在で、国土交通省により設立が許可された公益法人は、314 社団 276 財団あります。国所管では 3,710 社団 3,131 財団であり、都道府県所管を併せると我が国には、25,263 の公益法人があります。公益法人には、租税特別措置法によって一定の税の減免措置が講じられているほか、公益活動のひとつである行政の補完充実を行っている法人には一定の権限が与えられたり、国等からの補助や

委託による財政措置が講じられてきています。また、各種の顕彰において、公益法人役員としての活動が評価の重要な要素とされてきています。

大多数の公益法人は、これらの優位な立場に相当する公益目的の達成のために使命感を抱いて活動してきています。しかし、一部の公益法人において内部からあるいは外部からのチェックの仕組みが不十分であったために、優位な立場を悪用した不祥事がたびたび起こりました。不祥事防止の措置は、平成 8 年頃から閣僚申し合わせなどの行政上の措置としてたびたび行われてきました。この間、行財政改革、中でも財政支出と公務員制度に関連した検討の一環として公益法人や中間法人についても制度改革が検討され、平成 18 年には、新しい公益法人制度を形成するために「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「法人法」と略します）、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下「認定法」と略します）及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」と略します）の三つの法律が制定されまし

た。これらは「新公益法人3法」と呼ばれ、認定法のうち「公益認定等委員会」の規定などは平成19年4月から施行され、平成20年12月にはいよいよ全面的に施行されることになっています。

法人法により一般社団法人の設立や変更は、主務官庁手続きが不要になるなど簡素化される一方、税の特例は適用されなくなることが明らかにされています。公益社団法人は、別途公益性認定を内閣府（総理大臣が主務官庁とも言えます）に申請して認定された場合に限り、認定されれば従来以上の水準の税の特例（社団への寄付の非課税化など）が示されています。また、当協会はその水準にありませんが、遊休資産の保有について厳しい制限が適用されます。

当協会のこれまでの活動を新公益法人3法に照らしてみたと、活動そのものが法律と齟齬を生じていると考えられる点はありません。当協会でのシャッターやドアの基準作りに会員会社から無報酬で参加していただいている現状などは、従来以上に高く評価される可能性が大きくなっています。しかしながら、当協会の現状は、基準作りの前提としての客観的な調査結果の公表等の社会還元、さらには出来上がった基準等の成果の普及活動などは必ずしも高い水準にあるとは言えません。

また、新公益法人3法は、公益法人の管理体制や情報公開について、従来からの閣僚申し合わせなどを上回って詳細に規定し、透明性を求めています。当協会はこの規定の趣旨に反する活動はしていませんが、そのための諸規程や対応する体制が十分とは言えない現状にあります。

本年12月1日からの新公益法人3法の全面施行に伴い、当協会のような既往の社団法人は民法の根拠を

失って特例社団法人と呼称され、暫定的に法人法の適用を受けます。整備法には、平成25年11月30日までに法人法に基づく法人への移行をしなかった特例民法法人を旧主務官庁により職権解散させることが定められています。つまり、この5年間の移行期間ですが、税制のように毎年の検討がなされるものについては5年間維持されるとは限りません。したがって、当協会も早期に移行のための準備に着手する必要性が生じています。

以上の状況を踏まえ、平成19年11月30日の理事会で公益社団法人移行特別委員会設置要領（以下「要領」と略します）が、平成20年1月22日の理事会で要領第二に定める特別委員会の構成がそれぞれ決定され、2月20日に初会合を開催することになりました。協会の今後の活動やあり方に大きく影響する重要な委員会であるため、理事を主体として下記の会員を構成員とし、必要に応じて外部より専門委員を委嘱することとしています。特別委員会は、一年以内に成果を得ることを目標として集中的に検討すべき課題や継続的に蓄積すべき事務的な事項を明らかにして移行の方向付けを行い、公益社団法人への移行に必要な総会議案となる事項などを定めていく予定です。

■公益社団法人移行特別委員会の構成メンバー

東田 誠之	田中サッシュ工業(株)	社長(委員長)
藤田 和育	東洋シャッター(株)	社長
後藤 忠義	(株)日本シャッター製作所	社長
中屋 俊明	三和シャッター工業(株)	社長
安中 昇	(株)安中製作所	社長
鐵矢 知志	鐵矢工業(株)	会長

道具を使いこなそう

東京大学大学院
環境学専攻
准教授 清家 剛



1. ものさしなどの道具類

2回目の連載シリーズも、今回が最終回です。ふりかえれば、これまでの3回は環境という新しい要素が加わった時代に、新しいものさしや基準類が増えていて、それらにどのようなスタンスで対応するかということを書いてきました。それはつまり、「道具を使いこなそう」ということなのです。

環境評価システムは環境に対する善し悪しを測るものさしであることは述べましたが、ものさしが道具であることは間違いありません。また、環境に関するあらたな基準類も、実は道具にすぎないのです。そうして道具のたぐいの動向に注目し、使えるかどうかを判断することが、使いこなすということなのです。

ただ、新しい道具には確認方法が伴うことが多くなります。いわゆる欧米型のきちんと契約しましょうという基本にのっとなって、人を信用することなく全て書類に残して確認しましょうというものが多いのです。昨今の建築確認申請の厳しさを思い浮かべると一見とっつきにくいように思われますが、きちんとした物作りをしている場合にはそれほどでもないのです。新しい道具に伴う物事をきちんと示しましょうという考え方は、あたりまえのことなのだという意識を持つことが大事なのです。そういえば、新しい道具は武器にもなるし、逆に使いこなさなければ損をすることもできません。

2. ものさしの違い

道具類は、これまで述べてきたようにならざる誰かに向けて、何かの目的を持って造られています。すべてのものが一つのワールドスタンダードに向かっているかのようには思うのは錯覚で、なんらかのローカルな目的があることがほとんどです。

具体的に建築の環境評価システムで比較をしてみましよう。第2回で日本の建築総合環境評価システムCASBEEを紹介しました。CASBEEは2002年から運用され

ているシステムで、 $\text{BEE} = \text{Q} / \text{L}$ （環境品質）／L（環境負荷）という環境効率で評価することが特徴です。同様のシステムが世界ではいくつも運用されていますが、その代表的なものは1990年から運用されているイギリスのBREEAMと、1998年から運用されているアメリカのLEEDです。

たとえばイギリスのBREEAMと比べてみると、CASBEEでは立地をあまり重視せずに建物そのものの性能を評価しているのに対して、BREEAMの住宅版では職住近接や鉄道などの既存の公共交通から近い立地であることを評価しています。これは、移動にかかるエネルギーが小さいことを重視しているからです。

また、CASBEEは日本全体の建物を対象として全体のボトムアップを計ろうと考えられていますが、アメリカでは環境についてお金を払う可能性のあるのは上位25%の富裕層であるという考え方から、LEEDではこれらの所得層をターゲットにした構成になっています。CASBEEの戸建住宅版をみる日本のどの戸建住宅でも対象となるように配慮されているのに対して、LEEDの住宅版を見ると芝生の庭にガレージがあって3ベッドルーム以上の大きさのものを、つまり富裕層の住宅を対象としていることがわかります。このように、同じように環境に配慮した建築を評価するシステムでも、国によって評価するポイントやそのターゲットが違っているのです。

3. ものさしの使い方

ものさしは、どのような場面で使うのかも重要です。使う場面によっては新たに資格や審査なども発生するでしょう。例えば日本のCASBEEの使われ方としては、設計時のコミュニケーションツールとなることが考えられますが、その場合は自己評価のようなものでも十分です。一方で融資のための評価ツールとなることも考えられますが、その場合は専門家による評価や第三者評価が求められます。このような資格の取得や第三者評価のためには時間もお金もかかります。これらは短時間では実現しないのであらかじめ検討しておかなければできないことですが、コストがかかることなので必要かどうかの見極めも重要です。これから道具が増えるにつれて、こうした判断の局面が増えていくことになるでしょうが、道具を使いこなすためには必要なことなのです。

今回の連載をきっかけに、今後登場する、あるいは実用化する道具を、皆さんが注意深く見守っていただき、使いこなしていただければ幸いです。

新会員紹介

新たに2社の入会があり、1月22日時点での会員数が199社となりました。

シャッターサービス株式会社 (第二種会員)

代表取締役 青野 賢一

本社 東京都千代田区

設立 昭和42年4月3日

事業内容 シャッターの保守、修理、防火ドアの修理

(入会:平成19年12月常任理事会)

神戸軽量シャッター株式会社 (第二種会員)

代表取締役 田中 哲也

本社 兵庫県神戸市

設立 昭和44年8月26日

事業内容 シャッターの製造、販売、各種建築物の製作、取付

(入会:平成20年1月常任理事会)

DATA データ

●シャッター

■過去1年間推移

(㎡、前年比・電動化率%)

	H19.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
重量	107,146	106,975	122,196	111,325	117,517	108,898	132,874	121,550	127,571	128,830	132,554	101,417
前年比	-4.5	-9.3	-3.4	-1.3	-4.0	-21.7	-2.3	-17.4	-9.4	-10.0	3.9	-21.5
軽量	175,427	197,244	231,991	221,074	229,254	224,892	221,177	203,302	204,435	232,693	226,707	198,757
前年比	6.1	1.1	-4.1	-6.0	-2.8	-13.5	-4.3	-13.3	-20.8	-19.5	-18.7	-18.5
電動化率	26.9	27.1	25.5	26.2	26.8	28.2	27.6	24.0	26.2	26.5	26.1	26.9
グリル	6,230	7,255	8,736	6,696	6,299	7,818	6,413	6,365	7,221	7,566	7,063	6,261
前年比	-9.8	-16.5	-1.5	-13.9	-18.9	1.5	-5.3	-8.9	-6.2	3.5	-6.8	-28.8
OHD	20,524	23,665	21,690	18,748	19,826	18,807	22,732	19,535	22,407	23,491	20,588	20,034
前年比	6.8	2.8	-9.8	10.3	-3.9	-17.0	-5.4	-24.1	-18.3	-12.0	-31.3	-31.4
合計	309,327	335,139	384,613	357,843	372,896	360,415	383,196	350,752	361,634	392,580	386,912	326,469
前年比	1.9	-2.8	-4.1	-4.0	-3.5	-16.0	-3.7	-15.4	-16.7	-15.8	-12.9	-20.6

●ドア

■過去1年間推移

(㎡、前年比・電動化率%)

	H19.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
重量ドア	52,637	59,750	66,039	43,377	48,337	53,031	51,389	52,026	58,057	58,287	59,605	55,489
前年比	5.1	13.9	7.6	-6.4	4.3	4.2	5.2	8.1	7.7	7.9	3.6	0.7
軽量ドア	98,070	101,978	78,574	60,959	65,826	80,131	88,816	82,751	69,928	86,012	93,568	109,449
前年比	11.9	5.7	5.4	8.3	7.4	10.7	23.8	14.9	-3.2	4.1	-3.5	2.5

注) ・「鋼製重量ドア」は鋼製建具を、「鋼製軽量ドア」は鋼製軽量建具を指します。
・鋼製重量ドアは、ガスチャンバー、点検口を含みます。
・鋼製軽量ドアは、日本鋼製軽量ドア協議会の統計によります。

■会員の登録変更

住所変更 小俣シャッター工業株式会社 (新) 〒114-0022 東京都北区王子本町 2-23-9 加賀ビル 3F

電話 :03-3905-6211(代) FAX:03-3905-6271

「新日鉄の高耐食性めっき鋼板」

金属の腐食に頭を抱えている方、工程省略や部材のコストダウンを模索している方、

ぜひ、ご相談ください。

SUPERDYMA[®]

スーパーダイマ

with 新日鉄, to win!

新日本製鐵
薄板事業部

スーパーダイマの詳しいご案内は
スーパーダイマホームページ URL/
<http://www.nsc.co.jp/usuita/superdyma>

お問い合わせは
E-mail
superdym@hq.nsc.co.jp

住友金属



住友金属工業株式会社

お問い合わせ先
〒104-6111 東京都中央区晴海1-18-11(トリトンスクエア)
薄板営業部 TEL:03-4416-6333 FAX:03-4416-6359
〒541-0041 大阪府中央区北浜4-5-3(住友ビル)
大阪薄板営業部 TEL:06-6220-5590 FAX:06-6220-5970

住友の環境対応型薄板製品シリーズ クロムフリー表面処理鋼板

電気亜鉛めっき鋼板

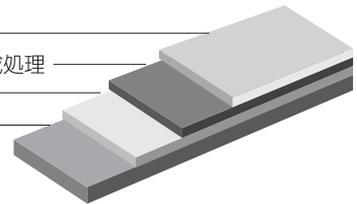
スミジंकNEOコートT1

■特長

1. 導電性と耐食性のバランスに優れた性能を有しています。
2. 耐型かじり性に優れており、金型寿命を向上させます。

被膜構成

有機被膜
クロムフリー化成処理
電気亜鉛めっき
鋼板



溶融亜鉛めっき鋼板

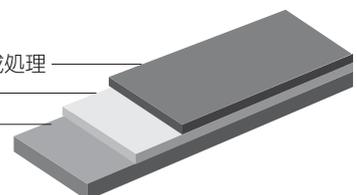
タフジंकNEOコートK

■特長

1. クロムを全く含まない特殊樹脂による新化成処理製品です。
2. 従来のクロメート処理表面処理鋼板と同等の性能を有しています。

被膜構成

クロムフリー化成処理
溶融亜鉛めっき
鋼板





ZAM

詳しくはホームページをご覧ください。

www.nisshin-steel.co.jp



日新製鋼は、ZAMを通じて お客様の無限の可能性を拡げていきます。

※ZAMとは、亜鉛-アルミニウム6%-マグネシウム3%のめっき層を持つ新しい溶融めっき鋼板です。



さまざまな形状が
ご提供可能です。



丸型鋼管



角型鋼管



溶接軽量形鋼



波板



ノンスリップメタル



一般構造材軽量形鋼



特殊形鋼



プレノッチ形鋼



シャッター

用途：薄板建材全般



ちょっと高くてもお買い得、ZAM。

ZAMは、「性能」「コスト」「環境」の“トリプルメリット”。

性能

亜鉛めっき製品(当社製品名ペンタイトB)に比べて10~20倍の耐食性。亜鉛-5%アルミめっき製品(当社製品名ガルタイト)と比べても5~8倍の耐食性を誇ります。

コスト

腐食環境の厳しい用途に耐え得ることから、熱浸漬溶融亜鉛めっき(後めっき)やユニクロめっきの代替としてご使用いただくことができ、お客様の工程省路が図れます。

環境

「少ないめっき付着量で高耐食性が得られる」、「長寿命化が図れる」という観点から、省資源対応の製品としての展開が期待されています。

●建築基準法第37条第2号認定取得 ●日本住宅性能表示基準に従って表示すべき劣化対策等級(構造躯体等)の特別評価方法認定取得 ●建築施工技術・技術審査証明書取得 ●建設技術審査証明書取得(土木系材料)

日新製鋼株式会社

〒100-8366 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル TEL.03-3216-5166

Think Next Security



MIWA



日本の安心を 守りたい。

美和ロック株式会社

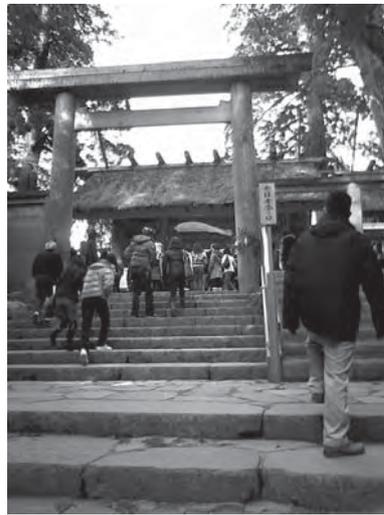
〒105-8510 東京都港区芝3丁目1番12号 TEL.03(3452)5551(代)

www.miwa-lock.co.jp/

伊勢神宮

「お伊勢さん」と呼ばれ親しまれている伊勢神宮は、正式には「神宮」と言い、内宮（皇大神宮）と外宮（豊受大神宮）のほか別宮、摂社、末社など125社で成り立っています。杉の大木が茂り、五十鈴川が流れる静かで荘厳な雰囲気の内も、正月は大勢の人で賑わいます。

また平成5年に、内宮の門前町「おはらい町」の中ほどに「おかげ横丁」がつけられ、江戸から明治にかけての伊勢路の代表的な建築物が移築・再現されました。“神様のお住まいと同じ平入りでは恐れ多い”と妻の部分に玄関を設けた「妻入り」や、「きざみ囲い」の外壁などが特徴です。



JSDA 会報 2008 年・新春号

発行日：2008年2月20日 通巻第24号

発行者：社団法人 日本シャッター・ドア協会

〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-2-3 フナトビル 4F

tel.03-3288-1281 (代) / fax.03-3288-1282

URL:<http://www.jsd-a.or.jp>